

危機管理・生活安全担当

夜の観光振興と安全・安心を両立させる「MINATOフラッグ制度」の新設について

1 背景

ラグビーワールドカップ2019、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、訪日外国人観光客の増加が見込まれる中、国や都においては、観光振興の視点での夜の時間の有効活用の必要性が指摘されています。

区にも国内外から多くの来訪者が見込まれることから、区は、夜を楽しみたいと考える人々に対し、多彩な夜の観光資源を活用した観光体験を提供していくこととしました。

一方、夜間においては、客引きや路上迷惑看板等の安全・安心上の課題があることから、区は、観光振興と安全・安心を両立させた港区ならではのナイトタイムエコノミーの実現に向けた取組を進めます。

《港区におけるナイトタイムエコノミーの基本的な考え方》

- ①多彩な夜の観光資源を活用し、来訪者のみならず区民に対し港区ならではの観光体験を提供します。
- ②夜の観光振興と安全・安心を両立させた取組を進めます。
- ③商店街や企業・団体等の多様な主体と連携・協力して取組を進めます。

※ 「ナイトタイムエコノミー」は、一般的に、日没から日の出までの間に行われる経済活動の総称として用いられています。

2 港区ならではのナイトタイムエコノミーの実現に向けた取組

(1) ナイトタイムエコノミー推進に向けた観光事業の構築

ア (仮称) MINATO NIGHT WEEK 2019

ラグビーワールドカップ2019開催期間(令和元年9月20日～11月2日)のうち1週間程度の期間で、区内の夜景スポットを周遊するツアー等のナイトイベントを集中的に実施します。

イ (仮称) エンジョイ!MINATOナイトビュー

区内の夜景スポットや付近の繁華街、観光施設等の情報をまとめ、冊子やSNSで発信します。

(2) ナイトタイムエコノミーの基盤となる安全・安心の取組の強化

客引き防止プロジェクトや青色防犯パトロール等の拡充に加え、事業者と連携し、観光振興と安全・安心を両立させるための象徴となる「MINATOフラッグ制度」を新設します。

3 MINATOフラッグ制度の方向性

○ 観光振興の視点

夜も安心して楽しめるまちをアピールするとともに、区の観光振興の取組において、飲食店等を紹介・活用するに当たり、店舗を選定する必要があります。

○ 安全・安心の視点

客引きや路上への迷惑看板等、夜間における安全・安心上の課題を解決するため、従来の違反者に対する指導等の取組に加え、区の取組に賛同・協力する事業者との連携といった、事業者側への施策を並行して行うことにより、多角的に区内の安全・安心を実現していくことが求められています。

⇒ 双方の視点を充足し、かつ実効性のある制度とする必要があることから、「安全・安心なまちで来訪者を迎えるため、区の安全・安心の取組に賛同・協力する」との意向を示す事業者に対し、その証として「MINATOフラッグ」を交付する制度とします。

4 MINATOフラッグ制度の目指す姿

○ MINATOフラッグ交付事業者（以下「フラッグ事業者」といいます。）に対し区から安全・安心に係る啓発情報を提供するほか、区がフラッグ事業者のパトロール等の地域の取組への参加・協力を促進することにより、フラッグ事業者の意識向上に加え、地域の安全・安心の取組を活性化します。

○ 区の観光振興の取組において紹介されること等が事業者にとってのメリットとなることで、フラッグ事業者が拡大し、誰もがルールを守るまちづくりにつながります。

○ MINATOフラッグ制度の周知及びフラッグ事業者の拡大により、夜も安心して楽しめるまちのイメージが定着し、来訪者の増加やまちの健全なにぎわいにつながります。

5 MINATOフラッグ制度の概要

(1) 対象事業者

ナイトタイムエコノミーの推進と夜間の安全・安心上の課題解決に向けた制度とする趣旨から、区内において夜間（午後8時～午前0時）営業している店舗を設けている事業者をMINATOフラッグ制度の対象とします。

(2) 「MINATOフラッグ」の交付

以下のとおり、賛同・協力の意向を示した「申込書」に署名の上、区に提出した事業者に対し、区がMINATOフラッグ（以下「フラッグ」といいます。）を交付します。

安全・安心なまちで訪れる人を迎えるため、以下の取組に賛同・協力します。

- 客引きを利用した営業はしません。
- 暴力団と交際せず、利用もしません。
- 看板等を設置する際は、通行の妨害とならないよう配慮します。
- ごみ出しのルールを守ります。
- 各種法令を遵守するとともに近隣の迷惑となる行為はしません。
- パトロール等、地域の安全・安心の取組に参加・協力します。
- 夜のまちの健全なにぎわいに向けた区や地域の取組に協力します。

フラッグ交付時、事業者に対しては、上記具体的事項を記した書面を併せて交付します。

なお、同書面には、申込書に示した賛同・協力の意向に反する行為を行った場合はフラッグを返還してもらう旨を記載します。

(3) フラッグの返還

フラッグ事業者が、申込書に示した賛同・協力の意向に反する行為を行った場合は、当該事業者からフラッグを区に返還させることとします。

(4) フラッグ交付後の取組

ア 観光振興関係

- 一般社団法人港区観光協会や民間企業等と連携し、MINATOフラッグ制度の周知やフラッグ事業者のPRを行います。
- (仮称) MINATO NIGHT WEEK 2019等の観光振興の取組において、フラッグ事業者を活用します。

イ 安全・安心関係

- フラッグ事業者に対し、安全・安心に係る啓発を行います。
- フラッグ事業者に対し、パトロールやキャンペーン等、地域の安全・安心の取組への参加を促します。

(5) フラッグの交付期間

フラッグの交付期間は、交付の日から翌年度の3月31日までとし、以降は交付期間を1年間とし、毎年度末に更新手続を行うものとします。

6 今後のスケジュール

- 7月1日 フラッグ申込み開始
広報みなど、区ホームページに掲載
- 9月上旬 フラッグ事業者の決定
フラッグ交付式

「MINATOフラッグ制度」イメージ

